

## 会議録・平成29年6月14日第2回定例会（第2日）

1. 招集の年月日 平成29年6月6日

1. 招集の場所 明和町議会議場

1. 開 会 6月14日 午前9時00分 議長宣告

1. 応召議員 13名

1番	上田	清	2番	伊豆	千夜子
3番	山内	理	5番	中井	啓悟
6番	松本	忍	7番	江	京子
8番	樋口	文隆	9番	北岡	泰
10番	阪井	勇男	11番	綿民	和子
12番	奥山	幸洋	13番	乾	健郎
14番	辻井	成人			

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 浅尾 恵次

議会書記 畑 弘人 朝倉 晶子 松本 章

1. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	中井 幸充	副 町 長	寺前 和彦
教 育 長	下村 良次	総 務 課 長	西口 和良
防災企画課長	中谷 英樹	税 務 課 長	松井 友吾
人権生活環境課長	世古口 和也	福祉保健課長	下村由美子
会計管理者(兼)会計課長	山口 隆弘	長寿健康課長	菅野 由美
農水商工課長	高橋 浩司	まち整備課長	堀 真
上下水道課長	菅野 亮	斎宮跡・文化観光課長	中野 敦夫
教育総務課長	西尾 仁志	こども課長	世古口 哲哉

## 1. 会議録署名議員

11番 綿 民 和 子                      12番 奥 山 幸 洋

## 1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件  
(総務産業常任委員会)  
(教育厚生常任委員会)
- 日程第3 同意第2号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認について  
明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について  
平成28年度明和町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第6 報告第1号 平成28年度津波対策緊急整備事業(津波避難タワ  
一建設事業)繰越明許費計算書
- 日程第7 報告第2号 平成28年度個人番号カード交付事業 繰越明許  
費計算書
- 日程第8 報告第3号 平成28年度国民年金電算システム改修事業 繰越  
明許費計算書
- 日程第9 報告第4号 平成28年度農業基盤整備促進事業 繰越明許費計  
算書
- 日程第10 報告第5号 平成28年度水産物供給基盤機能保全事業 繰越明  
許費計算書
- 日程第11 報告第6号 平成28年度中学校建設事業(プロポーザル業務支  
援委託) 繰越明許費計算書
- 日程第12 報告第7号 平成28年度大規模改造(空調設置)事業 繰越明  
許費計算書

- 日程第13 報告第8号 平成28年度中学校建設事業（基本設計業務委託外）繰越明許費計算書
- 日程第14 報告第9号 平成28年度歴史的風致維持向上計画推進事業繰越明許費計算書
- 日程第15 報告第10号 平成28年度施設建設事業（宮川流域関連公共下水道事業工事請負費）繰越明許費計算書
- 日程第16 報告第11号 平成28年度施設建設事業（伊勢市公共下水道建設事業負担金）繰越明許費計算書
- 日程第17 議案第28号 明和町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第29号 明和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第30号 明和町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定
- 日程第20 議案第31号 明和町ふるさと寄附基金条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第32号 明和町税条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第33号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第34号 明和町教育委員会委員定数条例の制定
- 日程第24 議案第35号 水道料金債権の放棄について
- 日程第25 議案第36号 平成29年度明和町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第37号 平成29年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 議案第38号 平成29年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第28 議案第39号 平成29年度明和町水道事業会計補正予算  
(第1号)

---

(午前 8時 57分)

### ◎開会の宣言

○議長（辻井 成人） おはようございます。

定刻前ですが、皆さんお揃いですので、ただいまから始めさせていただきますと思います。

ただいまの出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成29年第2回明和町議会定例会第2日目の会議を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願います。

---

### ◎会議録署名議員の指名について

○議長（辻井 成人） 日程第1 「会議録署名議員の指名について」は、会議規則第126条の規定により、議長から指名します。

11番 綿 民 和 子 議員

12番 奥 山 幸 洋 議員

の兩名を指名します。

---

### ◎常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（辻井 成人） 日程第2 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

本件について報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長、松本委員長、登壇願います。

○総務産業常任委員長（松本 忍） 皆さんおはようございます。

それでは、所管事務調査報告を行います。

平成29年度第1回定例会において、閉会中の継続調査となりました下記調査事件について、会議規則第77条の規定により、調査結果を次のとおり報告します。

1. 調査事件 町単事業について

2. 委員会開催日 平成29年5月23日

3. 委員会出席者 委員6名、議長、町長、副町長、関係の課長・係長

4. 調査の概要 5月23日に開催された委員会では、農水商工課からは、土地改良補助事業6箇所、農道舗装事業4箇所の採択箇所（案）について、また、まち整備課からは、町道改良事業13箇所、町道舗装事業2箇所の採択箇所（案）について、それぞれ概要説明と詳細な現地調査を行いました。

平成29年度分の採択箇所（案）は、農水商工課は、自治会並びに土地改良区の要望の中から、緊急性等を考慮し作成。

まち整備課は、自治会要望の中から、採択基準、評価点方式による点数の高い順序から作成されております。

まず、農水商工課の土地改良補助事業は、8箇所の要望があり、このうち採択箇所（案）は6箇所を予定しており、全体進捗率は75.00%です。

農道舗装事業は21箇所の要望があり、このうち採択箇所（案）は4箇所を予定しており、全体進捗率は19.05%です。

次に、まち整備課の要望箇所は5カ年で、町道改良事業が80箇所の要望があり、このうち採択箇所（案）は、継続10箇所、新規3箇所を予定しており、

全体進捗率は16.25%です。町道舗装事業は27箇所の要望があり、このうち採択箇所（案）は、新規2箇所を予定しており、全体進捗率は7.41%です。

採択（案）について、それぞれ所管事業ごとに慎重に調査を行いました。

5月23日の委員会では、委員から特に質疑はありませんでした。

5. 調査の結果 農水商工課所管事業、土地改良補助事業6箇所、農道舗装事業4箇所、まち整備課所管事業、町道改良事業13箇所、町道舗装事業2箇所の採択案を、それぞれ全員賛成で認めることに決定しました。

なお、本年度は5年ごとの自治会要望取りまとめの年で、委員会は開催しなかったため、早期に着工を行うことや、生活関連基盤整備のため、町単事業予算の確保を強く要望したことを付言いたしまして、総務産業常任委員会の調査報告とさせていただきます。

続きまして、委員会視察研修につきまして、報告いたします。

1. 調査事件 耕作放棄地の取り組みについて  
6次産業の取り組みについて
2. 調査年月日 平成29年5月25日から26日
3. 調査地 岐阜県揖斐郡揖斐川町  
愛知県北設楽郡東栄町
4. 参加者 委員6名、議長1名、事務局2名
5. 調査概要 〔岐阜県：NPO法人山菜の里いび〕

岐阜県南西部、古来薬草の山として有名な伊吹山の麓、標高600mの岐阜県揖斐郡揖斐川町で活動しているNPO法人山菜の里いびは、耕作者不在の農地が各所で放棄され、里山の景観と機能を急激に失いつつあることに対し、地域と近隣市町の住民が交流し、協働して、貴重な里山の景観の維持と耕作放棄地の農地化を推し進めるとともに、再生農地を借り上げて、地域野菜や山菜を栽培、収穫を行うなど都市交流活動を活発にして、潤いとゆとりのある地域の活性化に寄与することを目的として、平成19年3月6日に設立されました。

鳥獣被害を受けにくいヨモギ、イブキジャコウソウなど山野草、山菜をはじめ、米、野菜などを栽培しています。

平成21年のNPO法人化以降、大学、行政、市民ボランティアを巻き込んだ地道な活動により、ヨモギや山野草の乾麺を開発・販売をすることで、農業経営を改善して地元雇用を増やし、山菜の里として認知を広め、地域活性化につなげてきました。平成22年からは、貝原棚田をはじめ地域資源、文化・人材等を生かしたグリーンツーリズム事業も展開されています。

現在は、簡単な加工品が主であるため利益率が低いが、年間を通した安定的な収入と雇用の確保のため、より付加価値の高い新商品開発に取り組んでいきたいとのことです。

わが町も6次産業化の発展のために、参考にできるところは是非取り入れ今後、さらなる検討をしていくことを痛切に実感いたしました。

〔愛知県：東栄町役場〕

東栄町は愛知県の東部、北設楽郡の南東部に位置し、東は静岡県佐久間町、西は北設楽郡設楽町、南は新城市、北は北設楽郡設楽町及び豊根町に接しています。人口は3,300人、総面積は123.38km<sup>2</sup>で、そのうちの91%が山林・原野で占められています。

農地面積は約484haで、そのうち耕作放棄地は108haあり、全体の22.3%を占めており、山林化しているとのことです。耕作放棄地利活用の具体的な方策として、中山間地直接支払事業及び多面的機能支払事業を、町内4箇所を活用している他に2団体が活動しています。

平成24年度に商工会を事務局として設立された、「山菜王国研究会」は、栽培部と商品開発部の2つの部会に分かれていて、獣害に遭わない作物を栽培しているそうです。平成20年度から活動している「古戸ひじり会」は、遊休農地を活用した農産物の栽培や収穫イベント、散策路の整備、植栽活動などを実施されております。この他に東栄町では、地域外の人材を活用して、地域力の推進・強化を図るため、総務省の制度を利用した「地域おこし協力



隊」が結成されており、平成25年度から任期2年から3年で、毎年隊員を採用し、5年間で9名が活動、4名が定住しているそうです。活動の内容は、約2,000㎡の休耕地を借り受けて、主にハーブ類の栽培をされているとのことです。

また、獣害対策として、サルやイノシシ、シカ等を駆除した場合の補助金制度があります。明和町の獣害対策を含めた農業政策のあり方及び耕作放棄地対策について、これらのことを参考に組みんでいこうと思いました。

以上、簡単ではありますが、総務産業常任委員会の報告といたします。

**○議長（辻井 成人）** 松本委員長の報告が終わりました。

まず、町単事業の報告に対し、補足説明をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 補足説明をされる方がないので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

続いて、耕作放棄地の取り組みについての報告に対し、補足説明をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 補足説明をされる方がないので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

次に、教育厚生常任委員会 北岡委員長、登壇願います。

○教育厚生常任委員長（北岡 泰） 教育厚生常任委員会の所管事務調査報告をさせていただきます。

所管事務調査報告書

平成29年第1回定例会において、閉会中の継続審査となりました下記調査事件について、会議規則第77条の規定により、調査結果を次のとおり報告をさせていただきます。

#### 記

1. 調査事件 空き家対策の先進地事例について

健康づくりについて

2. 調査年月日 平成29年5月18日から19日

3. 調査地 三重県伊賀市

和歌山県田辺市

4. 参加者 委員6名、事務局2名

5. 調査概要 [伊賀市]

伊賀市は三重県の北西部に位置し、北は滋賀県、西は京都府、奈良県と接しており、人口は約9万3,300人、面積は558.23km<sup>2</sup>で、伊賀流忍者や俳聖松尾芭蕉や横光利一のふるさととして、また吉田兼好ゆかりの地としても広く知られており、歴史文化の薫る町でございます。

伊賀市は、「伊賀市空き家等対策計画」を平成28年5月に策定をしました。計画の基本目標として、「空き家化の予防」、「空き家の適正管理の推進」「空き家の活用と跡地の利用」、「地域の活力増進」、「移住・定住の促進」、「特定空き家等への措置」を掲げ、基本目標を実現するための重点目標として、「伊賀流空き家バンクの構築」と「推進体制の構築」を掲げています。

伊賀流空き家バンクとして、住宅診断制度の構築、建物本体の適正価格を算定するための不動産鑑定制度の構築、業務協定団体と連携した利用者支援制度の構築、市職員と不動産事業者共同の物件見学会の開催と、移住者支援、

移住コンシェルジュによる移住前から移住後までの支援を伊賀市独自に構築しております。

平成28年10月の運用開始から現在までの状況は、物件登録申請件数は52件で、そのうち成約済は12件、商談中が5件とのことです。また、利用登録者は96名で、その内訳は市外登録者60名、市内登録者が36名だそうです。空き家の取得・改修に係る助成制度としては、平成28年度に伊賀市移住促進空き家取得費補助金として、伊賀市に転入した人が空き家を取得した場合、50万円を上限に購入費の2分の1の補助をしております。

また、18歳未満の子どもがいる世帯と、伊賀市空き家バンク登録物件を取得した場合は、それぞれ5万円の加算をしているそうです。これ以外に、移住促進のための空き家リノベーション支援事業補助金として、県外からの移住者が市内の空き家をリノベーションする際に、200万円を上限に経費の3分の2の補助があるそうです。

これらのことを参考に、空き家対策に取り組んでまいります。

〔田辺市：熊野で健康ラボ〕

「健康」「環境」が重要視される時代が到来し、かつての物質的な豊さよりも心の豊さが求められるようになりました。さらに団塊世代をはじめとした高齢者の健康意識への高まりが、これに拍車をかける形となり、健康・美容商品の需要拡大やストレスをリフレッシュさせるための様々な手段や手法が注目を集める時代となっています。一方、地方では過疎化、高齢化、生産力の低下に伴い、地域資源や伝統を維持するための新しい仕組みが求められています。

田辺市は、和歌山県中部に広がる、豊かな資源と奥深い歴史を感じさせる世界遺産「熊野古道」を有する市で、面積で約1,000km<sup>2</sup>、和歌山県全体の約22%を占め、県内第1の面積です。また、古来より「癒し」「蘇り」「救い」を求め、日本各地から老若男女が巡礼に訪れた聖地への入口となっており、人々を魅了する滝、黒潮の海、神秘の山など、心と体を癒す多くの地域

資源に恵まれています。

NPO法人「熊野で健康ラボ」は、世界遺産熊野古道をフィールドに、ドイツの健康法「気候療法」を取り入れ、独自に開発した熊野メソッドによって、地域資源を活用した健康プログラムを運営しています。具体的には、「温泉療法」「水治療法」「気候療法」「海洋療法」があり、日本版DMOとして、地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整をしているそうです。

このことを参考に「明和町型ヘルスツーリズム」のあり方健康プログラムの構成等について考えてまいります。

以上、簡単ではありますが、教育厚生常任委員会の報告といたします。

**○議長（辻井 成人）** 北岡委員長の報告が終わりました。

報告に対し補足説明をされる方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 補足説明をされる方がないので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

以上、日程第2 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を終わります。

---

**◎同意第2号の上程～採決**

○議長（辻井 成人） 日程第3 同意第2号 教育委員会委員の任命同意  
についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました同第2号 教育委員会委員  
の任命同意につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

この度、山路克文氏の教育委員会委員の任期が、本年7月28日で満了とな  
ります。これまで、山路氏は、教育委員として大変ご活躍され、その功績も  
大きく、引き続き教育委員会委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及  
び運営に関する法律第4条第2項の規定により、ここに議会の同意をお願い  
するものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） これから、同意第2号 教育委員会委員の任命同意  
についてを採決します。

同意第2号は、これに同意することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

したがって、同意第2号は、同意することに決定しました。

---

### ◎承認第2号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第4 承認第2号 専決処分した事件の承認に  
ついて、明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（中井 幸充） ただいま上程されました、承認第2号 専決処分し

た事件の承認について、明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得の基準の見直しを行うため、本条例の一部改正を専決処分させていただいたものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

**○議長（辻井 成人）** 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

税務課長。

**○税務課長（松井 友吾）** 詳細説明を申し上げます。

3月31日付けで専決処分をいたしました、国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明をいたします。

議会資料の3-1-1をご覧ください。

この改正は、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、明和町国民健康保険税条例の一部を改正し、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準となる所得の引上げ、すなわち住民の負担が軽くなる制度改正でございます。

新旧対照表内、第23条2号が5割軽減対象者のところでございます。基準額が26万5,000円から27万円に改正し、3号、こちらが2割軽減対象者の基準でございます。48万円から49万円に緩和されるものでございます。

以上、詳細説明を終わります。

**○議長（辻井 成人）** 詳細説明が終わりました。

この件は承認事項であります。特に質疑される方がありましたお受けしたいと思っております。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで承認第2号の質疑を終わります。

これから、承認第2号 専決処分した事件の承認について 明和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

承認第2号は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

したがって、承認第2号は、原案のとおり承認されました。

---

### ◎承認第3号の上程～採決

○議長（辻井 成人） 日程第5 承認第3号 専決処分した事件の承認について 平成28年度明和町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、承認第3号 専決処分した事件の承認について、平成28年度明和町一般会計補正予算（第6号）につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、平成28年度一般会計予算の民生費の国民年金事務費について、繰越明許の必要が生じたため、専決処分させていただいたものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（菅野 由美） それでは、承認第3号 専決処分した事件

の承認について、平成28年度明和町一般会計補正予算（第6号）の詳細説明をさせていただきます。

平成28年度の第3款・民生費、4目・国民年金事務費における電算システム改修につきまして、年金事務の個人番号利用が認知されたことに伴いまして、電子媒体化、様式化、統一の実施時期が、平成30年3月に延期になりました。

このためシステム改修を、平成29年度に実施いたしたく、繰越明許の補正予算を専決処分させていただいたものでございます。

議案書8ページをご覧ください。

第1表 繰越明許費補正、追加が3款・民生費、1項・社会総務費、事業名、国民年金電算システム改修事業費、金額103万1,000円、以上でございます。

よろしく願いいたします。

**○議長（辻井 成人）** 詳細説明が終わりました。

この件は承認事項であります。特に質疑される方がありましたらお受けしたいと思っております。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで承認第3号の質疑を終わります。

これから、承認第3号 専決処分した事件の承認について 平成28年度明和町一般会計補正予算（第6号）の採決を行います。

承認第3号は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 全 員 ）

**○議長（辻井 成人）** 起立全員です。

従って、承認第3号は、原案のとおり承認されました。



---

## ◎報告第1号の上程～質疑

○議長（辻井 成人） 日程第6 報告第1号 平成28年度津波対策緊急整備事業（津波避難タワー建設事業）繰越明許費計算書を議題とします。

報告を求めます。

防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 失礼します。

報告第1号 平成28年度津波対策緊急整備事業（津波避難タワー建設事業）繰越明許費計算書について、ご報告申し上げます。

この津波対策緊急整備事業（津波避難タワー建設事業）は、造成設計委託、建築設計委託などについて、年度内での執行が困難なため、3月議会でお認めをいただき、繰越明許した件でございます。

それでは、詳細につきまして、ご説明いたします。

歳入歳出事項別明細書、歳出の9目・災害対策費において5,429万8,000円を繰越させていただきました。この津波避難タワー建設事業は、北藤原、川尻地内、大堀川新田地内の津波避難タワー造成設計、建築設計及び山大淀地内の土地購入費に係るもので、年度内での執行が困難なため、翌年度に繰越したものでございます。

次に、歳入、事業名は、平成28年度津波対策緊急整備事業（津波避難タワー建設事業）でございます。

19款・繰越金1,979万8,000円、21款・町債3,450万円、合計5,429万8,000円となります。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑をされる方がありましたら、お受けしたいと思ひます。

質疑される方は、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで報告第1号を終わります。

---

### ◎報告第2号の上程～質疑

**○議長（辻井 成人）** 日程第7 報告第2号 平成28年度個人番号カード交付事業繰越明許費計算書を議題とします。

報告を求めます。

人権生活環境課長。

**○人権生活環境課長（世古口 和也）** 失礼します。

それでは、報告第2号 平成28年度個人番号カード交付事業繰越明許費計算書について、ご報告を申し上げます。

この交付事業は、個人番号カード交付、受付、発行等を行う地方公共団体情報システム機構への交付金で、3月議会でお認めをいただき、繰越明許したものでございます。

それでは、詳細を説明させていただきます。

12ページをお願いいたします。

まず歳出でございますけども、1目・個人住民基本台帳費、19節・負担金補助及び交付金で、事業名は平成28年度個人番号カード交付事業で、翌年度繰越額は175万8,000円でございます。

歳入といたしましては、科目は14款・国庫支出金、2項・国庫補助金、5目・総務費国庫補助金、1節・総務費国庫補助金で、事業名は、平成28年度個人番号カード交付事業でございます、金額は175万8,000円でございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで報告第2号を終わります。

---

### ◎報告第3号の上程～質疑

○議長（辻井 成人） 日程第8 報告第3号 平成28年度国民年金電算システム改修事業繰越明許費計算書を議題とします。

報告を求めます。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（菅野 由美） 報告第3号 平成28年度国民年金電算システム改修事業繰越明許費計算書について、ご報告いたします。

このシステム改修は、国民年金法に基づく適用届書の電子媒体化、様式統一化にかかる経費で、この実施時期が平成30年3月に延期されたことにより、平成29年度に執行する必要があり、繰越明許をした件でございます。

それでは、詳細について、ご説明いたします。

14ページの歳入歳出事項別明細書をご覧ください。

まず歳出といたしまして、3款・民生費、1項・社会福祉費、4目・国民年金事務費の13節・委託料で、事業名は、平成28年度国民年金電算システム改修事業103万1,000円を繰越させていただきました。

歳入といたしましては、14款・国庫支出金、3項・委託金、2目・民生費委託金で103万1,000円でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで報告第3号を終わります。

---

#### ◎報告第4号の上程～質疑

○議長（辻井 成人） 日程第9 報告第4号 平成28年度農業基盤整備促進事業 繰越明許費計算書を議題とします。

報告を求めます。

農水商工課長。

○農水商工課長（高橋 浩司） 失礼いたします。

それでは、報告第4号 平成28年度農業基盤整備促進事業 繰越明許費計算書について、ご報告いたします。

この農業基盤整備促進事業は、国の補助を受け、行部地内及び中村地区の排水路整備を実施するものでございます。平成28年度中に、三重県から追加の割当があり、昨年度の3月補正でお認めいただき、繰越明許をいたしました。

この事業の詳細につきまして、ご説明いたします。

16ページの歳入歳出事項別明細書をご覧いただきたいと思っております。

まず歳出といたしまして、工事請負費2,581万4,000円のうち、381万2,000円を繰越させていただきました。

次に、歳入といたしまして、県支出金209万5,000円、繰越金31万7,000円、町債140万円で、歳入合計381万2,000円でございます。

以上、よろしく願いいたします。

**○議長（辻井 成人）** 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで報告第4号を終わります。

---

### ◎報告第5号の上程～質疑

**○議長（辻井 成人）** 日程第10 報告第5号 平成28年度水産物供給基盤機能保全事業 繰越明許費計算書を議題とします。

報告を求めます。

農林商工課長。

**○農水商工課長（高橋 浩司）** 失礼いたします。

それでは、報告第5号 平成28年度水産物供給基盤機能保全事業 繰越明許費計算書について、ご報告いたします。

この水産物供給基盤機能保全事業は、下御糸漁港の航路浚渫を実施する事業でございます。平成28年度に国から追加割当があり、12月補正にてお認めいただき、繰越明許をいたしております。

それでは、詳細につきまして、ご説明いたします。

18ページの歳入歳出事項別明細書をご覧いただきたいと思っております。

まず、歳出といたしましては、委託費1,472万5,000円のうち500万680円と、

工事請負費2,000万1,000円の全額を合わせた2,500万1,680円を繰越させていただきました。

次に、歳入といたしましては、県補助金1,250万、繰越金1,680円、町債1,250万円で、歳入合計2,500万1,680円でございます。

失礼いたしました。よろしく願いいたします。

**○議長（辻井 成人）** 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで報告第5号を終わります。

---

### ◎報告第6号の上程～質疑

**○議長（辻井 成人）** 日程第11 報告第6号 平成28年度中学校建設事業（プロポーザル業務支援委託）繰越明許費計算書を議題とします。

報告を求めます。

教育総務課長。

**○教育総務課長（西尾 仁志）** 報告第6号 平成28年度中学校建設事業（プロポーザル業務支援委託）繰越明許費計算書につきまして、ご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、平成28年度で年度内の執行が困難なために、3月議会で繰越をお認めいただきまして、次年度に繰越したものでございます。

20ページの詳細をご説明いたします。

まず歳出でございますけれども、10款の教育費の中の13の委託料でござい

ます。こちらの金額が199万4,000円でございます、全て翌年度繰越額のところへ移行しております。

歳入につきましては、19款の繰越金でございます、こちらにつきましても、全て199万4,000円を、次年度へ繰越させていただきました。これにつきましては、4月8日に業者決定のためのプロポーザルで執行させていただいております。

以上です。

**○議長（辻井 成人）** 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります、特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで報告第6号を終わります。

---

### ◎報告第7号の上程～質疑

**○議長（辻井 成人）** 日程第12 報告第7号 平成28年度大規模改造（空調設置）事業 繰越明許費計算書を議題とします。

報告を求めます。

教育総務課長。

**○教育総務課長（西尾 仁志）** 報告第7号 平成28年度大規模改造（空調設置）事業繰越明許費計算書につきまして、ご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、各小学校、上御糸小学校と下御糸小学校、修正小学校の空調の設置につきまして、国の補助を受け空調の工事を、28年度から29年度に繰越して行うものでございます。

22ページをご覧くださいますと、こちらの明細書の歳出でございます。

こちら10款の教育費の中の1目・学校管理費で、まず委託料といたしまして875万7,000円を全て翌年度繰越といたしまして、15節の工事請負費1億1,831万9,000円を全て次年度へ繰り越しております。

歳入につきましては、14款の国庫支出金といたしまして、2,556万9,000円、19款の繰越金で30万7,000円、21款の町債で1億120万円を繰越しまして、合計1億2,707万6,000円でございます。

以上でございます。

**○議長（辻井 成人）** 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで報告第7号を終わります。

---

### ◎報告第8号の上程～質疑

**○議長（辻井 成人）** 日程第13 報告第8号 平成28年度中学校建設事業（基本設計業務委託外）繰越明許費計算書を議題とします。

報告を求めます。

教育総務課長。

**○教育総務課長（西尾 仁志）** 報告第8号 平成28年度中学校建設事業（基本設計業務委託外）繰越明許費計算書につきまして、ご報告を申し上げます。

こちらにつきましては、先ほど、報告第6号でご説明申し上げましたプロ



ポーザル業務支援委託の後に行わさせていただきます業務でございます、  
現在、この基本設計業務につきまして、執行中でございます。

こちらの24ページの明細書の説明でございますけれども、10款の教育費の  
中の1目・学校管理費のうちの9節・旅費につきましては、翌年度繰越額が  
15万円、13節の委託料といたしまして3,800万円、合計が3,815万円ござい  
まして、歳入につきましては、19款の繰越金を使用しまして、3,815万円で  
ございます。

以上でございます。

**○議長（辻井 成人）** 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります、特に質疑される方がありましたら、お  
受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで報告第8  
号を終わります。

---

### ◎報告第9号の上程～質疑

**○議長（辻井 成人）** 日程第14 報告第9号 平成28年度歴史的風致維持  
向上計画推進事業 繰越明許費計算書を議題とします。

報告を求めます。

斎宮跡・文化観光課長

**○斎宮跡・文化観光課長（中野 敦夫）** 報告第9号 平成28年度歴史的風  
致維持向上計画推進事業 繰越明許費計算書について、ご報告を申し上げま  
す。

これは歴史的街づくり法に基づく、歴史的風致維持向上計画にかかる推進

事業費で、3月議会で繰越明許をお認めいただいたものでございます。詳細は26ページの歳入歳出事項別明細書によりご説明いたします。

まず歳出といたしまして、4目・歴史的風致維持向上計画推進費、事業名、平成28年度歴史的風致維持向上計画推進事業で、13節・委託費186万円、15節・工事請負費3億2,394万円、17節・土地購入費で500万円、補償費で100万円の合計3億3,180万円でございます。

内容は、坂本古墳の公園整備、それから、町道坂本斎宮線整備、祓戸散策道整備、総合案内板の設置、歴史ロマン広場整備、下園東区画広場整備でございます。

歳入といたしましては、1款・国庫支出金で1億5,085万7,000円、繰越金で924万3,000円で、それから、町債で1億7,170万円、合計3億3,180万円でございます。

以上でございます。

**○議長（辻井 成人）** 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑される方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで報告第9号を終わります。

---

### ◎報告第10号の上程～質疑

**○議長（辻井 成人）** 日程第15 報告第10号 平成28年度施設建設事業（宮川流域関連公共下水道事業工事請負費）繰越明許費計算書を議題とします。

報告を求めます。

上下水道課長。

**○上下水道課長（菅野 亮）** それでは、報告第10号 平成28年度施設建設事業（宮川流域関連公共下水道事業工事請負費）繰越明許費計算書について、ご報告いたします。

宮川流域関連公共下水道事業の工事請負費については、管路施設工事の10工区について、宮川用水事業との調整により発注時期が遅れたことによる繰越と、年度内における社会資本整備交付金の補助対象枠内の事業費調整のため、11工区の追加発注について、3月議会でお認めいただき、繰越明許した件でございます。

それでは、詳細につきまして、ご説明いたします。

28ページの事項別明細書をご覧ください。

まず歳出といたしまして、2目、15節・工事請負費 3億6,720万4,000円のうち、8,220万円を繰越させていただきました。

歳入といたしましては、国庫支出金3,960万円、繰越金460万円、町債3,800万円で、歳入合計8,220万円でございます。

以上のとおり報告します。

**○議長（辻井 成人）** 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑をされる方がありましたら、お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで報告第10号を終わります。

---

## ◎報告第11号の上程～質疑

○議長（辻井 成人） 日程第16 報告第11号 平成28年度施設建設事業  
（伊勢市公共下水道建設事業負担金）繰越明許費計算書を議題とします。

報告を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） それでは、報告第11号 平成28年度施設建設  
事業（伊勢市公共下水道建設事業負担金）繰越明許費計算書について、ご報  
告いたします。

宮川流域関連公共下水道の新茶屋すみれ団地及び新茶屋の一部については、  
伊勢市公共下水道の本管に接続をさせていただき、本年4月より供用開始を  
しているところですが、この工事にかかる伊勢市の本舗装復旧工事が、次年  
度に繰越されたため、当該工事負担金について、3月議会でお認めいただき、  
繰越明許をした件でございます。

詳細について、ご説明いたします。

30ページの事項別明細書をご覧ください。

歳出といたしまして、2目、19節・負担金補助及び交付金185万5,000円を  
全額繰越させていただきました。

歳入といたしましては、繰越金5万5,000円、町債180万円で、歳入合計  
185万5,000円でございます。

以上のとおり報告します。

○議長（辻井 成人） 報告が終わりました。

この件は、報告事項であります。特に質疑をされる方がありましたら、  
お受けしたいと思います。

質疑される方は、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで報告第11  
号を終わります。

---

## ◎議案第28号の上程・質疑・討論・採決

○議長（辻井 成人） 日程第17 議案第28号 明和町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第28号 明和町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の特定個人情報の利用促進のための改正に基づき、所要の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西口 和良） 失礼します。

それでは、詳細説明をさせていただきます。

この度、個人番号法が改正され、地方公共団体間で情報提供ネットワークを利用して、特定個人情報、これは個人番号を含む個人情報でございます。これのやり取りが可能となる条文が追加されました。

これは他の地方公共団体に関わる個人番号関係事務の申請手続や、届け出を簡素化するとともに、行政事務の効率化のために行われる特定個人情報の情報連携でございます。

この法改正に伴い、条例の一部を改正させていただきます。

議会資料の新旧対照表で説明をさせていただきます。

1-2-1をご覧ください。

まず第2条、第6号は、情報提供等記録の定義でございますが、条文中、2項の次に、括弧書きの部分を追加いたします。これは情報連携により提供される特定個人情報の記録も含めるための改正でございます。

次に、条例第22条及び第23条では、番号法第28条を番号法第2条に改めます。これは特定個人情報の情報連携の条文が、追加されたことに伴う条ズレによるものでございます。

次に、1-2-2をご覧ください。

条例第25条の2は、情報提供等記録の提供先への通知の規定でございますが、これも特定個人情報の情報連携にかかる規定を盛り込むもので、アンダーラインで示した部分を改正、また追加するものでございます。

次に、条例第29条は、番号法第27条第1項を、第28条第1項に改めるもので、法令の条ズレによるものでございます。

施行は交付の日からで、番号法の改正と合わせ、平成29年5月30日から適用とします。

以上でございます。

**○議長（辻井 成人）** 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

9番 北岡議員。

**○9番（北岡 泰）** ちょっと確認です。

昨日でしたかね、今日でしたかね、役場の職員さんが個人情報を取り出して、ストーカー行為を行っていたような報道がありまして、それに対してですね、そこの役場は、ある意味、処分をくださったみたいな話があったんですが、50数名の個人情報を抜き出してという話でした、男女合わせてね、この

条例に関係ないのかもしれませんが、こういう場合の罰則規定とかです  
ね、そういうのをこの中には、盛り込まれておるんでしょうか。

それと、職員さんがそういうことをするというのは、僕も考えられなかつ  
たんですが、そういうことと、未然に防ぐ方法というのは、何かあ  
るんでしょうか。

○議長（辻井 成人） 北岡議員の質問に対する答弁、総務課長。

○総務課長（西口 和良） 失礼いたします。

この不正にですね、個人情報を引き出すという行為につきまして、この明  
和町個人情報保護条例の中で、罰則規定が設けられております。その中で、  
そういう場合ですね、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する  
というふうな規定でございますので、以上でございます。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） もう1点のご質問でございます。

現在こういう個人情報、あるいは仕事上に関わる部分につきましては、明  
和町ではですね、USBカードあるいは磁気ディスク、こういったものを  
ですね、所属長にこういった形で、こういった業務で、こういったものを抜き  
出しますという記録簿を、記録簿で整理しながらですね、また、その返却日  
等を記録してですね、こういったものを取り出したといったものを、記録し  
ながらそういったものが外にでないように、管理しております。

○議長（辻井 成人） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

○9番（北岡 泰） そういう方法があるんだというのは、前からも説明を  
いただいておりますが、54人も情報を出しておったということですね。それ  
がその役場の中では、なんでチェックができてなかったのか。何でどうして  
発覚、どういう流れになったのかというのを、一度ですね、これ全部つな  
がっていくわけですから、行政間同士で一遍ちょっと確認をしてですね、どう

いう状況だったのかというのを、また報告をいただけたらなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（辻井 成人） 要望でよろしいです。

他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第28号 明和町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第28号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第29号の上程・質疑・討論・採決

○議長（辻井 成人） 日程第18 議案第29号 明和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。



副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第29号 明和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の特定個人情報の利用促進のための改正に基づき、所要の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（西口 和良） 失礼いたします。

詳細説明をさせていただきます。

この条例の一部改正につきましても、先ほどの個人情報保護条例と同じく、個人番号法の改正に伴い関係する箇所を改正させていただくものでございます。

議会資料1-2-3に、新旧対照表を用意させていただきます。ご覧ください。

対象改正箇所につきましては、第1条と第5条に規定されています、第19条第9号を、第19条第10号に改めるもので、特定個人情報の情報連携の条文が追加されたことに伴う号の番号ズレによるものでございます。

施行は交付の日からで、平成29年5月30日から適用とします。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(辻井 成人)** 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**○議長(辻井 成人)** 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第29号 明和町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第29号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 全 員 起 立 )

**○議長(辻井 成人)** 起立全員です。

従って、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第30号の上程・質疑・討論・採決

**○議長(辻井 成人)** 日程第19 議案第30号 明和町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

**○副町長(寺前 和彦)** ただいま上程されました、議案第30号 明和町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について、その提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第9条第1項の規定に基づき、町の機関等に係る申請、届け出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするため、共通する事項を定めるものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

**○議長（辻井 成人）** 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

防災企画課長。

**○防災企画課長（中谷 英樹）** それでは、議案第30号 明和町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定につきまして、詳細説明を申し上げます。

マイナンバーに絡み国が整備するマイナポータルシステムにより子育てに関する業務、児童手当、保育、一人親支援、母子保健が、本年、秋ごろから順次電子申請できるようになります。

これに合わせ、従来書面により行ってきたその他の申請や通知等につきまして、コンピューター等を使いオンラインで行うことができるよう条例を制定するものでございます。

定例会資料の2-4-1をご覧くださいと思います。

第1条では、その目的につきまして、第2条では、用語の定義を定めまして、第3条で、電子情報組織による申請等につきまして、第4条で、電子情報組織による処分通知等について定めております。

第5条では、電磁的記録による縦覧等につきまして、第6条では、電磁的記録による作成等につきまして、第7条で、手続等における情報システムの整備や安全性及び信頼性の確保に努めること。当該手続等の簡素化または合理化を図るよう努める旨を定め、第8条で、どの手続がオンライン化

されているかを、町のホームページ上で公表することを定めております。

この条例の施行日につきましては、平成29年7月1日からとなります。

よろしくご審議のほど、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

**○議長（辻井 成人）** 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

9番 北岡議員。

**○9番（北岡 泰）** 確認でございます。

オンラインで申請等ができるというお話なんですけど、コンビニエンスストアでマルチプリンターを使ってですね、自分の住所の申請とかですね、そのよなでできるようになっているというので、他の自治体はもう進み始めているんですけど、明和町としては、どういうふうに考えてみえるのか、お願いします。

**○議長（辻井 成人）** 北岡議員の質問に対する答弁。

防災企画課長。

**○防災企画課長（中谷 英樹）** 明和町の場合ですね、住民票なり何なりのことで結構なんですかね。町として今、あくまでもですね、今回のようなマイナンバーに絡む部分で、コンピューターを使ってのですね、先ほどの子育てに関する4業務についての利便性を高めていこうということでございます。

個人情報のカードをお持ちであれば、例えば私がよその発行できる部分から、そういった情報、証明書は抜ける状況にはなっておるというふうに思っておりますんですけど、明和町として町内のコンビニで住民票なり、諸証明を発行するという方向には、現在のところ進んでおりませんので、そういったことについてですね、今後整理していくという方針がなければですね、そこまではちょっと至っていかないのかなというふうに考えております。

**○議長（辻井 成人）** 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

北岡議員。

**○9番（北岡 泰）** むせるような答弁でございましたが、先ほど個人情報、要するに全国で使えるというふうに、自治体間はなりましたよね、条例的に。今度のマイナポータルシステムというのはですね、そういうものをどんどこでも申請できる、要するに自分の持っているコンピューターで申請するのか、それともコンビニエンスストアで、そういう体制が整っておるところは、全国どこでも出せるようになってくるわけですよ。そういうふうに今、体制が整い始めております。これは秋の話でございますので、一度研究していただいて、もう他の自治体は始まっております。条例制定とかいろんなことが、ですから、そこら辺も含めてですね、検討していただきたいと、要望しておきますので、よろしくをお願いします。

**○議長（辻井 成人）** 執行部の方、よろしくお願ひいたします。

他に質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第30号 明和町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定を採決します。

議案第30号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願ひます。

（ 全 員 起 立 ）

**○議長（辻井 成人）** 起立全員です。

従って、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第31号の上程・質疑・討論・採決

○議長（辻井 成人） 日程第20 議案第31号 明和町ふるさと寄附基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第31号 明和町ふるさと寄附基金条例の一部を改正する条例について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、ふるさと寄附金の増加に伴い返礼品に係る経費も増大していることから、ふるさと寄附基金条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） それでは、議案第31号 明和町ふるさと寄附基金条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

ふるさと寄附金の増加に伴い、返礼品に係る経費も増大していることから、ふるさと寄附基金条例の一部を改正するものでございます。

41ページをご覧いただきたいと思います。

第2条中、改正前では、前条の目的に対して寄附された額としていたものを、予算で定める額と改めるもので、寄附額が増加しても、返礼品等の支出にかかる町の財政に与える影響を最小限に止めるために改正するものでございます。

よろしくご審議のほど、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（辻井 成人） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第31号 明和町ふるさと寄附基金条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第31号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第32号の上程・質疑・討論・採決

○議長（辻井 成人） 日程第21 議案第32号 明和町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第32号 明和町税

条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方税法の一部を改正する法律、同附則欄の改正及び外国居住者等所得相互免除法の一部改正、租税条約等実施特例法の一部改正の施行に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

**○議長（辻井 成人）** 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

税務課長。

**○税務課長（松井 友吾）** 詳細説明を申し上げます。

よろしく申し上げます。

議会資料の3-1-2をご覧ください。

今回の改正につきましては、地方税法等の一部改正に基づくものでございます。

今回は法改正に基づく条文の改正でございますので、規定の整備や条ズレ、字句等の訂正は説明を割愛させていただき、説明は改正の主なものにつきまして、この概要版にて説明をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

まず明和町税条例33条関係でございますが、こちらは特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得につきまして、提出された住民税申告書に記載された事項その他の事情を勘案しまして、町長が課税方式を決定できることを明確化したものでございます。

続きまして、少し下の61条の2をご覧ください。

こちらは地域決定型地方税制特例措置、いわゆるわがまち特例を定める規定でございます。3点ございます。

家庭的保育事業の認可を得た者は直接事業の用に供する家屋及び償却資産



の固定資産税の課税標準を2分の1とするもの。

居宅訪問型保育事業の認可を得た者は直接事業の用に供する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を2分の1とするもの。

事業所内保育事業の認可を得た者は直接事業の用に供する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準を2分の1とするものの3点でございます。

次のページをご覧くださいと思います。

中央部、附則第8条でございますが、食用牛の売却による事業所得に係る課税の特例につきまして、昭和57年から平成30年までとなっているところを、平成33年まで適用期限を3年間延長するものでございます。

2つ下の附則第10条の2につきましては、耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書についての規定を、新たに条文に追加するものでございます。

続きまして、附則第16条の改正につきましては、軽自動車税のグリーン化特例につきまして、適用期限を平成31年3月31日まで、2年間延長するものでございます。

続きまして、附則第17条の2でございます。こちらは優良住宅の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例につきまして、適用期限を平成31年12月31日まで3年間延長するものでございます。

主なものとしては以上でございます。

以上、詳細説明を終わります。よろしく申し上げます。

**○議長（辻井 成人）** 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(辻井 成人) 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第32号 明和町税条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第32号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 全 員 起 立 )

○議長(辻井 成人) 起立全員です。

従って、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第33号の上程・質疑・討論・採決

○議長(辻井 成人) 日程第22 議案第33号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(寺前 和彦) ただいま上程されました、議案第33号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、この度の給与法の改正により、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことから、明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するものです。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(辻井 成人) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

防災企画課長。

**○防災企画課長（中谷 英樹）** それでは、議案第33号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、詳細説明を申し上げます。

昨年11月に、一般職の職員の給与に関する法律が改正され、これに伴い扶養手当の支給額が改定されました。今回の給与法の改正により、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたことから、明和町消防団員等公務災害補償条例の一部も改正するものでございます。

定例会資料の2-2-1をご覧くださいと思います。

補償基礎額、第5条の第2項、補償基礎額につきまして、下線の箇所について、改めるものでございます。また、資料2-2-4につきましては、改正の概要といたしまして、加算額の改定表を添付させていただいております。

よろしくご審議の上、お認めいただきますよう、お願い申し上げます。

**○議長（辻井 成人）** 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第33号 明和町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決します。

議案第33号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

( 全 員 起 立 )

○議長（辻井 成人） 起立全員です。

従って、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第34号の上程・質疑・討論・採決

○議長（辻井 成人） 日程第23 議案第34号 明和町教育委員会委員定数  
条例の制定を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第34号 明和町教  
育委員会委員定数条例の制定につきまして、その提案理由の説明を申し上げ  
ます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条のただし書きの  
規定に基づき、教育委員会の委員の定数条例を制定するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の  
上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求  
めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） では、議案第34号 明和町教育委員会委員  
定数条例の制定につきまして、詳細の説明を申し上げます。

これは教育委員会委員の定数条例を新たに制定するものでございまして、  
これまで教育委員定数は、国の法律に従い教育長を含む教育委員の人数を5  
人で運営してまいりましたが、平成27年に国の法律が改正、施行され、教育  
長は各自治体の長が新たに説明することとなり、残りの教育委員の定数を4

人で組織することとなりました。

しかし、中学校の建設のみならず、この先、町内の少子化や防災・減災の点により、校区の再編成を行う必要があることから、教育長を除く教育委員の人数につきましては、5人が必要であるとなっておりまいりましたが、新たな国の法律のただし書きでは、各自治体が条例で定めるところにより教育委員の定数を定めることができることから、今回、新たに条例を制定いたしまして、教育委員の人数を5名とするために、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、参考までに資料の12-1-1で、ただし書きに係る資料を付けておきますので、後ほどご確認をお願い申し上げます。

以上でございます。

**○議長（辻井 成人）** 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第34号 明和町教育委員会委員定数条例の制定を採決します。

議案第34号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

**○議長（辻井 成人）** 起立全員です。

従って、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第35号の上程・質疑・討論・採決

○議長（辻井 成人） 日程第24 議案第35号 水道料金債権の放棄についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（寺前 和彦） ただいま上程されました、議案第35号 水道料金債権の放棄につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、水道料金過年度未収金のうち回収が著しく困難、不能または不適當と認められるものについて、その債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮） 失礼します。

議案第35号 水道料金債権の放棄について、詳細説明を申し上げます。

この度、債権の放棄について上程しております水道料金は、平成9年度から平成25年度までの過年度未収金854万7,710円でございます。これらは債務者が倒産、破産、民事再生法、または会社更生法の適用を受けたもの。または死亡し相続者がいないもの。または所在不明等の事由により債権回収が著しく困難、不能、または不適當であり回収の目途がたたない状況でございます。

よって、これらの未収水道料金の欠損処分にあたり、債権の放棄を行うため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

**○議長（辻井 成人）** 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 質疑される方がないので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第35号 水道料金債権の放棄についてを採決します。

議案第35号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

**○議長（辻井 成人）** 起立全員です。

従って、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

---

**○議長（辻井 成人）** お諮りします。

議事整理のため暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

**○議長（辻井 成人）** 異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

35分お願いします、15分間。

(午前 10時 20分)

---

○議長（辻井 成人） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10時 35分)

---

### ◎議案第36号～39号の上程

○議長（辻井 成人） お諮りします。

日程第25 議案第36号から、日程第28 議案第39号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（辻井 成人） ご異議なしと認めます。したがって、

日程第25 議案第36号 平成29年度明和町一般会計補正予算（第1号）

日程第26 議案第37号 平成29年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第1号）

日程第27 議案第38号 平成29年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第28 議案第39号 平成29年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）

を一括上程し議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。



○町長（中井 幸充） ただいま一括上程されました、議案第36号 平成29年度明和町一般会計補正予算（第1号）から、議案第39号 平成29年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第36号 平成29年度明和町一般会計補正予算（第1号）につきましては、総額1億7,000万円の追加補正をお願いするものでございます。

歳出の主なものといたしまして、総務費では、総合行政システム費で、社会保障・税番号制度に係る業務委託料、地域振興費で一般コミュニティ助成事業の自治会助成金、また、収税対策費で徴収に係る嘱託非常勤職員の賃金等税の返還金をそれぞれ追加補正でお願いしています。

民生費では、社会福祉総務費で、事務補助のための臨時職員の賃金、保育施設管理費で、放送用アンプ及び冷蔵庫の購入費を追加補正でお願いしています。

衛生費では、環境衛生費でリサイクルステーションの管理費について、節内の組替えをお願いしています。

農林水産業費では、農業振興費で、国の補助額確定に伴う経営体育成支援のための事業費補助、農地費で斎宮きららの森への案内看板を設置する工事費、また、漁港費で大淀漁港への漂着物流入を防止する工事費を、それぞれ追加補正でお願いしています。

商工費では、観光費で三重テレビ放送で、町のイベントや話題を紹介するための委託料を、追加補正でお願いしています。

土木費は、道路新設改良費で自治会要望に基づく町道等の新設舗装改良工事費、また、社会資本整備総合交付金事業の補助額確定による工事費を、それぞれ追加補正でお願いしています。

教育費は、給食施設費管理費で斎宮小学校給食室の給湯管の老朽化による修繕料、学校管理費で上御糸小学校の火災報知機の修繕工事費、学校運営費で国の補助額確定に伴う理科振興備品の購入費、文化財保存活用費で開発に

伴う発掘調査の受託事業経費、また公民館費及び体育施設費で、建築基準法改正に伴う建物の定期調査報告書作成に係る委託料を、それぞれ追加補正でお願いしています。

諸支出金では、ふるさと寄附基金積立金で、平成28年度分のふるさと寄附金を基金へ積み立てるため、追加補正をお願いしています。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入、町債が主な財源でございます。

次に、議案第37号 平成29年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、90万円の追加補正をお願いするものでございます。

主なものといたしましては、保存活用費で県の補助額の確定による、文化財活用のための事業費と、体験学習施設等管理費で、施設にAEDを設置する経費などの追加補正でございます。

次に、議案第38号 平成29年度明和町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、90万円の追加補正をお願いするものでございます。これは前期高齢者納付金で、納付金の額の確定に伴う負担金の追加でございます。

次に、議案第39号 平成29年度明和町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、259万2,000円の追加補正をお願いするものでございます。

これは北部第1水源地の滅菌液貯留槽の老朽化に伴う取り替え修繕料の追加でございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願い申し上げます。

---

## ◎議案第36号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細の説明を求めます。

まず、議案第36号につきまして、黄色の表紙、予算に関する説明書の7ページ、歳出、第2款・総務費からお願いします。

防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） よろしく申し上げます。

6目・総合行政システム費は112万3,000円の増額となります。13節・委託料、サーバー構築設定委託料49万9,000円につきましては、三重県が本年3月に整備いたしましたセキュリティークラウドへのつなぎ込み費用となります。現在、県内29市町のインターネット回線のセキュリティーにつきましては、その水準にバラツキもございます。また、専門職員がいないといったこともございまして、そういった課題を解消するために、三重県が整備したサーバーへつなぎ込むことで、そういった課題の解消を図っていこうということになります。

もう1点、社会保障・税番号制度業務委託62万4,000円でございます、平成28年度では、近隣市町との連携テストを実施いたしましたが、今回は国との情報連携がとれるか、テストするための委託費用をお願いしております。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 続きまして、12目・地域振興費、19節負担金補助及び交付金470万円は、自治総合センターのコミュニティ助成事業で、今年度採択されました有彌中自治会と東野自治会の2自治会の助成金でございまして、内訳といたしましては、有彌中自治会が屋内屋外放送設備の整備ということで240万円、東野自治会が屋外放送設備と公民館内の部品の購入ということで、230万円ということでございます。

センターからは全額が交付されまして、同額を歳入のほうでも計上させていただいております。

○議長（辻井 成人） 税務課長。

○税務課長（松井 友吾） 2款・総務費、2項・徴税費、収税対策費につきましては、7節・賃金、滞納者の戸別収集に回っていただいております。徴収員では収納につきましてはの相談や交渉が、今まではできませんでした。今般、更に収納率を高めたいことから、分納相談や徴収計画も可能であります、嘱託職員を採用することとなったため、その差額分の42万円の補正をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（下村 由美子） 3款・民生費の1目・社会福祉総務費で126万5,000円の追加補正をお願いしております。7節の賃金126万5,000円は、4月の人事異動に伴い事務補助のための臨時職員が必要となったため、その賃金を追加補正するものです。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 2項・児童福祉費の3目・保育施設管理費の8ページの備品購入費の保育所施設管理費の中で、施設用備品購入といたしまして17万7,000円を計上しております。

これにつきましては、なりひら保育所で、老朽化したポータブルアンプの故障による購入でございます。

続きまして、7ページの5目・保育給食施設管理費でございます。8ページの8節の備品購入費で、保育所給食施設管理費で施設用備品購入といたしまして、21万6,000円を計上しております。これにつきましては、同じくなりひら保育所につきましては、牛乳用の冷蔵庫が老朽化で故障いたしまして、修理ができないため、新たに購入するものでございます。

○議長（辻井 成人） すいません。申し訳ございませんでしたわ。第2款・総務費の徴税費の中で、少し漏れがありますので、もう一度、税務課長のほうから発言をしてもらいますので、よろしくをお願いします。

税務課長。

○**税務課長（松井 友吾）** 大変申し訳ございませんでした。

ちょっと1節をちょっと飛ばしてしまいまして、都度ご説明をさせていただきます。

7節・賃金は、先ほどご説明をいたしまして、その下の23節・償還金でございますが、今年の確定申告におきまして、住民税の還付案件が多数であったことやですね、あと固定資産税におきまして、重複案件が発生しましたため、200万円の補正をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。すいませんでした。

○**議長（辻井 成人）** 続きまして、第4款・衛生費、人権生活環境課長。

○**人権生活環境課長（世古口 和也）** 款4・衛生費、項1・保健衛生費、

2目・環境衛生費で、7節・賃金の43万2,000円の減額と、めくっていただきまして、10ページの12節・役務費の43万2,000円の増額でございます。

これは役場東リサイクルステーションの資源ごみの出し方指導、あるいは清掃作業にかかる予算でございますが、当初、賃金でお認めいただきましたんですが、作業というサービスの提供を受けることに伴う対価の支出ということで、役務費で支出するのが適正であるということで、私どもの考え方が誤っておりまして、役務費への予算の組替えをお願いするものでございます。

以上でございます。

○**議長（辻井 成人）** 農水商工課長。

○**農水商工課長（高橋 浩司）** 6款・農林水産事業費、1項・農業費、3

目・農業振興費、19節・負補交で、272万2,000円の補正をお願いしております。委員会でもご説明させていただきましたが、経済育成支援事業、国に事業採択され、補助100%で、事業費の上限10分の3、または300万円を上限といたしまして、町経由で対象農家へ補助するものでございます。

トラクター1台の購入に対して、採択を受けております。

続きまして、5目・農地費で、501万4,000円の増額補正をお願いしております。11節・需用費、消耗品で4万5,000円を計上いたしております。こちらは斎宮きららの森の太陽光発電事業者から、地域貢献といたしまして、芝生広場周辺に木目調のトイレを寄贈設置したいとの申し入れを受けております。そのトイレの維持管理費として、消耗品を計上いたしております。

この件に関しましては、正式に決まり次第、委員会等でご報告させていただき予定でございますので、よろしくお願いたします。

続いて、13節・委託料は、そのトイレの浄化槽保守点検など2万7,000円を計上いたしております。法定検査と保守点検の費用を計上いたしております。

15節・工事請負費、農業基盤整備促進工事でございますが、委員会でもご説明させていただきましたが、中村地区の幹線排水路整備の継続分といたしまして、国の予算が確定したことに伴う400万円を計上いたしております。

次に、斎宮きららの森看板設置工事、こちらにつきましても、委員会でご報告させていただきました、ビーフロードからの入口に誘導案内看板、その設置と、芝生広場の2箇所注意事項の看板を設置するものでございます。94万2,000円を計上いたしております。

6款、2項・水産業費、2目・漁港費で163万7,000円の補正をお願いしております。15節・工事請負費で、大淀漁港漂着物流入防止工事費ですが、こちら委員会でご報告いたしておりますが、大淀漁港内に台風などで漂着物が流入するのを抑制するため、係留装置を設置するものでございます。これにつきまして、163万7,000円を計上いたしております。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） 款7・商工費、4目・観光費で72万の追加をお願いしています。

13節・委託料で72万円の追加で、これは三重テレビ情報発信番組制作・放

送委託料でございまして、三重テレビ番組のですね、とってもワクドキ！で、夕方6時からの放送枠が2回分とれたことから、制作・放送委託料をお願いするものでございます。

○議長（辻井 成人） まち整備課長。

○まち整備課長（堀 真） 続きまして、8款・土木費、3目・道路新設改良費で4,290万4,000円の増額補正をお願いさせていただいております。

15節・工事請負費で、委員会でもご説明させていただきましたが、先ほど委員長報告もありました、5月23日、委員会で現地確認をさせていただきました町道改良事業並びに町道舗装事業、こちらに1,000万円の補正をお願いさせていただいております。

先ほどの報告にもございましたが、継続箇所が多く、新規採択箇所がなかなか難しいような状況になってきております。この1,000万円におきまして、継続箇所の完了を図らせていただきまして、来年度以降の新規採択枠を増やさせていただきたいと考えております。

続きまして、社会資本整備交付金事業でございます。次のページに移っていただきたいと思っております。

こちらで3,290万4,000円の増額をお願いさせていただいております。こちらにつきましては、交付決定通知があったことによるものでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 次は、10款の教育費でございまして、1項・教育総務費、2目・給食施設管理費でございます。

12ページをご覧くださいまして、11節の需用費で、小学校給食施設管理費、施設等修繕料といたしまして、123万1,000円を計上しております。こちらにつきましては、斎宮小学校の水道料金が高騰しておりまして、原因を探りましたところ、給食室の給湯の配管から漏水しており、部分修繕をしても、再度別の箇所から漏水が起こる可能性がございますため、配管をやり直すため

の修繕でございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 小学校費は、続けて、財源振替いいですか。

○教育総務課長（西尾 仁志） よろしいですか、それでは、次、2項の小学校費の1目・学校管理費でございます。12ページをご覧くださいますと、小学校の施設管理費といたしまして、11節・需用費、施設等修繕料といたしまして、15万9,000円を計上しております。こちらにつきましては、大淀小学校の職員のトイレの汚水枡の修繕工事でございます。

こちらの内容につきましてですけれども、この汚水枡の経年劣化により汚物が流れる部分が損壊をいたしまして、トイレから流れた汚物等が、その損壊したところに詰まることから、枡から汚水が溢れるような状況になっておりました。この汚水枡の修繕ということで、モルタルで修繕をすることで、計上をさせていただきました。

次に、13節の委託料でございます。エレベーター保守点検業務委託料で、56万9,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、下御糸小学校のバリアフリー工事が完成いたしまして、エレベーターの保守点検料の計上をするものでございます。

点検会社との交渉により、5月から7月までの3カ月分は無料となりましたが、8月以降の点検料が必要となりましたため、計上させていただいたものでございます。

次の15の工事請負費でございます。施設維持補修工事外で94万9,000円計上させていただいております。こちらにつきましては、上御糸小学校でございますけれども、今年4月に火災報知機の基盤が故障いたしまして、夜に火災が発生していないにも関わらず、報知機のベルが鳴り響いたため原因を探ったところ、基盤の故障でございました。

緊急の事案でございまして、子どもたちの安全・安心のために、直ぐに修繕を依頼したため、事後となりましたが、追加補正をお願いするものでござ



います。

次の小学校情報教育施設管理費で、13節の委託料、事務機器等保守委託料で、22万7,000円を計上させていただいております。これにつきましては、カラーレーザープリンターを各学校に1台導入しております、今年の8月にその保守の期限が切れるといったものでございます。

学習にかかる資料等で、大いに活用されていることから、継続して使用したいため、保守の委託について、お願いをするものでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 2目・学校運営費で102万円の補正をお願いしております。12ページになりますが、18節・備品購入費で102万円ですが、これは理科等の教材備品を購入するにあたり、理科教育設備整備等補助金の申請をあげていましたが、その内定がききましたので、補正をお願いするものです。今年度は、上御糸小学校と下御糸小学校で活用することにしております。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 3項の中学校費の学校管理費でございます。12ページの中学校情報教育施設管理費の13節・委託料で事務機器等保守委託料として3万8,000円を計上させていただいております。

これにつきましては、先ほど小学校費でご説明いたしました、事務機器等保守委託料のカラーレーザープリンターの保守委託料のものと同じものでございます。

次のページいかさせていただきます。

13ページの5項の社会教育費で、3目の公民館費でございます。こちら14ページをご覧くださいますと、公民館費で13節・委託料、特殊建築物提出調査報告書作成委託料といたしまして、58万4,000円を計上させていただいております。

こちらにつきましては、建築基準法の改正により特殊建築物の定期報告が義務化されまして、この点検により三重県に報告をしなければならないといったものになりました。こちらにつきましては、中央公民館がその建物に該当いたしておりますので、今回、予算を計上させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（辻井 成人） 齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） 4目・文化財保存活用費で、3,010万5,000円の追加のお願いしております。まず文化財保存活用費としまして、齋宮跡保存事業特別会計への繰出金で66万5,000円を計上しております。

次に、一般文化財発掘調査受託事業で2,944万円をあげております。議会資料の14-1-1をご覧ください。この14-1-1で示しております、赤でくくった部分、これが池村地内でのゴルフの練習場の東側で、開発が行われるという事業地でございます。

その中で青でくくった部分、これについて、発掘調査が必要という部分で、遺跡名としましては、戸峯B遺跡というんですけど、その調査対象範囲が4,000㎡でございます。これの発掘調査に伴う経費を計上しております。

予算書の14ページを見ていただきたいんですけど、3節・職員手当等で、30万円をあげております。これは調査に伴う職員の時間外勤務手当でございます。

4節・共済費で24万7,000円、これは発掘調査作業員の労災保険料でございます。

それから、7節・賃金で1,642万2,000円、これは発掘調査の作業員及び出土品の整理作業員の賃金でございます。

11節・需用費として、122万1,000円ございまして、内訳としまして、発掘調査に伴う消耗品で70万1,000円、それから、ベルトコンベアー等発電機に使用する燃料費で30万円、また印刷製本で22万円をあげております。

それから、12節・役務費で10万円は、仮設トイレの汲み取り手数料でございます。

それから、13節・委託料で700万円につきましては、発掘調査に伴う調査の委託料、保存処理等ですね、の委託費でございます。

それから、14節・使用料及び賃借料で、415万円をあげておりまして、これは発掘調査に伴う機材等の使用料でございます。

以上です。

○議長（辻井 成人） 教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 次の6項の保健体育費で、2目の体育施設費でございます。14ページの総合体育館運営管理費、13節・委託料の特殊建築物定期調査報告書作成委託料で67万円を計上させていただいております。

こちらにつきましては、公民館費でご説明させていただいたものと同じ委託料でございます。総合体育館が特殊建築物と該当することから、同じように定期調査報告の委託料をお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（西口 和良） 13款・諸支出金で、1項・基金費、15目・ふるさと寄附基金積立金で7,155万円の追加補正をお願いいたします。

これは、ふるさと寄附制度により寄せられた、平成28年度の基金の額が確定したことにより、純利益分の1億2,250万円のうち1月補正で既に積み立てさせていただきまして、5,095万円を除く7,155万円を同基金に積み立てるものでございます。

○議長（辻井 成人） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、5ページ歳入をお願いします。

まち整備課長。

○まち整備課長（堀 真） 失礼いたします。

14款・国庫支出金国庫補助金、土木費国庫補助金におきまして1,809万

7,000円の増額をお願いさせていただいております。内訳といたしまして、歳出でご説明させていただきました、社会資本整備総合交付金事業で、交付決定額、確定によります増額補正でございます。

○議長（辻井 成人） こども課長。

○こども課長（世古口 哲哉） 4目・教育費国庫補助金で93万2,000円の補正をお願いしています。

2節・義務教育費国庫補助金で93万2,000円ですが、そのうち、教育支援体制整備事業補助で43万2,000円を計上いたしました。これは支援が必要なお子さん方を対象とした相談等をお願いしています。巡回相談員さんを、これまでも当町では配置してきたわけですが、その事業に対しまして、今年度から補助率3分の1の補助事業ができ、内定を受けましたので、歳入で補正をお願いするものです。

次に、理科教育施設整備事業費補助の50万円ですが、これは歳出の時にご説明した、理科等の教材備品を購入にあたって申請していました、補助率2分の1の理科教育設備整備費等補助金の内定に伴い、計上を行うものです。

○議長（辻井 成人） 防災企画課長。

○防災企画課長（中谷 英樹） 5目・総務費国庫補助金は39万2,000円の増額となっております。

1節・総務費国庫補助金は、39万2,000円の増で、社会保障・税番号制度システム導入補助、総務省分となります。

厚労省分の歳入につきましては、補助額が確定次第、補正させていただきたいと思っております。

○議長（辻井 成人） 農水商工課長。

○農水商工課長（高橋 浩司） 15款・県支出金、2項・県補助金、4目・農林水産業費補助金で、1,242万2,000円の追加をお願いしております。

6ページをご覧くださいまして、1節・農業費補助金、農業基盤整備促進事業補助で220万円は、歳出でご説明いたしました、農業基盤整備促進事業

中村地区の排水路整備への国55%の補助金を計上いたしております。

次に、基幹水利施設ストックマネジメント事業補助の750万円は、平成28年度に申請しておりました、国の補助事業の採択となったため、その補助額を計上いたしております。

ちなみにこの補助金の歳出は、当初予算におきまして、町単費で計上しておりました。

次に、経営体育成支援事業費補助272万2,000円は、歳出でご説明いたしました経営体育成支援事業が、事業採択を受けたため、事業費の100%を補助額といたしまして、計上しております。

以上でございます。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（西口 和良） 19款・繰越金、1目・繰越金で8,821万7,000円追加をお願いいたします。これは前年度繰越金で、出納閉鎖により額が確定したことによるものでございます。

○議長（辻井 成人） 人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（世古口 和也） 款20の雑入でございます。雑入のうちの一般コミュニティ助成事業の470万円は、自治総合センターのコミュニティ助成事業で、有爾中自治会、東野自治会に2自治会への助成金の受け入れでございます。

○議長（辻井 成人） 斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） 一般文化財発掘調査受託事業収入で2,944万円でございます。これは先ほど歳出で説明いたしました開発に伴う発掘調査にかかる受託事業収入でございます。

○議長（辻井 成人） 総務課長。

○総務課長（西口 和良） 21款・町債、2目・農林水産業債で240万円の追加補正をお願いいたします。これは農業基盤整備促進事業の補助事業の確定に伴う増額でございます。

次に、3目・土木債でございます。1,340万円の追加をお願いいたします。これは社会資本総合交付金事業で、補助事業費の確定に伴う増額でございます。

以上です。

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案書の60ページ、第2表 地方債補正をお願いします。

総務課長。

○総務課長（西口 和良） それでは、第2表 地方債補正の詳細説明を申し上げます。

まず追加でございます。起債の目的は、農業基盤整備促進事業でございます。限度額は240万円で、起債の方法、利率、償還方法は記載のとおりでございます。

次に、めくっていただきまして、61ページをご覧ください。

変更でございます。起債の目的は社会資本整備総合交付金事業でございます。補正前の限度額が7,290万円で、補正後が8,630万円でございます。起債の方法、利率及び償還の方法はご覧のとおりで変更はございません。

以上です。

○議長（辻井 成人） 以上で、議案第36号の詳細説明を終わります。

---

### ◎議案第37号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第37号の説明を、歳入歳出合わせてをお願いします。

斎宮跡文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） 斎宮跡保存事業特別会計の補正予算の詳細説明を申し上げます。

まず、歳出からご説明いたします。

齋宮跡保存事業特別会計予算書の7ページをご覧ください。

1款・総務費、1項・総務管理費、2目・保存活用費で67万1,000円を追加しております。保存活用事業で、11節・需用費の40万円は、施設等修繕費で、博物館北側の駐車場の外灯5基を修繕するものでございます。

次に、地域文化総合活性化事業で、県の補助事業交付決定に伴う啓発事業費でございまして、議会資料のですね、14-1-2の部分をお開けいただけますでしょうか。

県の補助事業で地域文化財総合活性化事業の事業内容につきまして、資料をあげさせていただいております。

それで、今回、3項目ございまして、事業概要につきましては、企画展示、それから樹木学習、それから史跡学習ということで、3つの項目をあげさせていただきます。

そののですね、報償費といたしまして、4万円は講師謝金でございます。

11節・需用費で21万円を計上しておりまして、内訳として消耗品9万円は、文化財展示用のパネルや樹木説明プレート、また印刷製本12万円は、文化財展示用解説シートや樹木配置パンフレットの印刷代でございます。

12節・役務費2万1,000円は、郵送料とレクリエーション保険代でございます。

次に体験学習施設等管理費で22万9,000円を計上させていただいております。

14節・使用料及び賃借料10万3,000円は、さいくう平安の杜観光案内所、それから、地域交流センターへのAEDの設置に伴う使用料でございます。

それから、18節・備品購入費12万6,000円につきましては、地域交流センターに設置をいたします車椅子等の購入費でございまして、今年5月に松阪市の株式会社アジアワールドコーポレーションさんから、寄附をいただいた10万円を活用させて購入するものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。

予算書5ページ、6ページをご覧ください。

歳入は主に県の補助金の確定に伴うものでございます。

2款・県支出金で、1目・史跡等購入費補助で8万円の追加でございます。これは県の地域文化財総合活性化事業補助で、補助率は2分の1でございます。

2目・国宝重要文化財等保存整備費補助金5万5,000円を計上しております。県の地域文化財総合活性化事業補助で、補助率は2分の1でございます。

3款・繰入金で、1目・一般会計繰入金でございまして、66万5,000円を計上しております。これは歳出の不足する分について、一般会計から繰入を増額するものでございます。

5款・寄附金で、1目・社会教育費寄附金10万円を計上しております。これは1節・斎宮跡管理寄附金10万円で、歳出で説明いたしました、株式会社アジアワールドコーポレーションさんからの寄附金でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

---

### ◎議案第38号の詳細説明

○議長（辻井 成人） 続きまして、議案第38号の説明を歳入歳出をあわせてお願いします。

長寿健康課長。

○長寿健康課長（菅野 由美） それでは、国民健康保険特別会計の補正予算第1号の詳細説明をさせていただきます。

歳出の国保の7ページ、8ページをご覧ください。

3款・前期高齢者納付金と1目・前期高齢者納付金で90万円の追加補正をお願いしております。



19節・負担金補助及び交付金90万円は、前期高齢者納付金の確定に伴うものでございます。この前期高齢者納付金が増加しました理由でございますが、前期高齢者納付金の加入者1人あたりの負担調整対象額は、他保険者に比べて納付金額が著しく過大となる保険者の前期高齢者納付金の過大となる部分について、加入者数に応じ全保険者で、再按分をいたします。この著しく過大となる保険者の基準が、上位3%から上位10%に変更になったため、全保険者で再按分する金額が増加したことにより、前期高齢者納付金の加入者1人あたりの負担調整対象額が65円から195円と、約3倍になったことによるものでございます。

戻っていただきまして、歳入、国保5ページ、6ページをご覧ください。

歳出に伴う繰越金でございます。1目・繰越金で90万円の補正をお願いしております。

1節・繰越金、前年度繰越金90万円でございます。

以上です。よろしく願いいたします。

---

### ◎議案第39号の詳細説明

○議長（辻井 成人）　続きまして、議案第39号の説明を収入支出合わせて  
お願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（菅野 亮）　平成29年度明和町水道事業会計補正予算第1  
号の説明をさせていただきます。

予算書企一1、企一2、議案書は68ページの第2条をご覧ください。

収益的支出の1款、1項、1目・原水及び浄水費の19節・修繕料で、259  
万2,000円の追加をお願いしております。水源地施設修繕料で、北部第1水  
源地の滅菌液の貯留槽が2基あるのですが、設置から20年以上が経過しまし

て、経年劣化により1基が液漏れをおこしました。

現在、仮設の貯留槽で対応しておりますが、これを2基とも取り替えを行うものでございます。

収入につきましては、当初の給水収益のほうが上回っておりますので、収入の補正はございません。

よろしく願いいたします。

**○議長（辻井 成人）** 以上で、一括上程しました各議案の詳細説明を終わります。

本日の審議予定は説明までですので、質疑、討論、採決は6月16日に行うことにします。

---

### ◎散会の宣告

**○議長（辻井 成人）** 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これにて散会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午前 11時 14分）

---